

## 東京都立大学デジタルアーカイブ運用要綱

7 都立大管学情第 572 号

制定 令和 8 年 3 月 4 日

### (目的)

**第 1 条** この要綱は、東京都立大学（以下「本学」という。）における東京都立大学デジタルアーカイブ（以下「デジタルアーカイブ」という。）の運用に必要な事項を定め、デジタルアーカイブを活用した研究、教育及び地域文化の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第 2 条** この要綱においてデジタルアーカイブとは、記録資料、古典籍、絵図、写真その他の学術研究及び教育の素材となる資料（以下「学術資料」という。）を収集し、電子的形態での登録と恒久的保存を進め、学内外へ無償で発信・公開すること及びシステムをいう。

### (管理・運営)

**第 3 条** デジタルアーカイブの管理・運営は、学術情報基盤センター（以下「センター」という。）において行う。

### (登録申請者)

**第 4 条** デジタルアーカイブに学術資料の登録を申請できる者（以下「登録申請者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学部・学科・コース、研究科・専攻・学域、研究室等の団体の長
- (2) その他学術情報基盤センター長（以下「センター長」という。）が特に認めた者

### (登録対象物)

**第 5 条** デジタルアーカイブへ登録・蓄積・保存（以下「登録」という。）する学術資料は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 本学の研究・教育の対象となる学術資料であること。
- (2) 登録申請者が所蔵しているもの
- (3) 公開に当たって、法令上、社会通念上及びセキュリティ上問題が生じないもの
- (4) ネットワークを通じて配信できること。

### (デジタルアーカイブにおける学術資料の利用及びメタデータの取扱い)

**第 6 条** センターは、学術資料及びメタデータを次の各号のとおり取り扱う。

- (1) 当該学術資料を複製し、デジタルアーカイブを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて複製物を広く社会に無償で公開（送信）する。
- (3) 複製物の保全（バックアップ）及び利用のための複製を行う。
- (4) 学内外の文献検索システム等との連携のために、メタデータを提供する。

2 センターはデジタルアーカイブに登録された学術資料の利用について、前項に掲げた方法以外による利用は行わない。

#### (学術資料の利用許諾と著作権)

**第7条** デジタルアーカイブで公開しようとする学術資料が著作権保護期間内の著作物であるときは、登録申請者は、著作権者に対して、事前に次の各号に掲げる事項について許諾を得るものとする。

- (1) 著作物をデジタル化すること。
  - (2) サーバに電子的に複製し、保存すること。
  - (3) インターネットを利用して公衆送信すること。
  - (4) 保存及び可読性維持のために保存媒体へ複製及び媒体変換を行うこと。
- 2 登録申請者は、著作権者に対して、別表の二次利用条件を申請前に確認するものとする。
- 3 学術資料の著作権が登録申請者を含め複数の者に帰属している場合は、登録申請者は前2項に掲げる利用についての許諾を、あらかじめ全ての著作権者から得なければならない。
- 4 センターは、登録申請者が学術資料をデジタルアーカイブに申請する際に、著作権者（登録申請者を含む。）から、前3項に掲げる取扱いについての許諾を得たことを確認しなければならない。
- 5 センターはネットワークを通じて学術資料を利用する者に対し、著作権者が指定する利用条件又は著作権法を遵守するよう周知する。
- 6 デジタルアーカイブに登録された学術資料の著作権は、著作権者の元に留保される。

#### (登録の手続き)

**第8条** 登録申請者は、別記第1号様式により、センターに登録申請し、前条に該当する場合は、別記第2号様式を併せて提出する。

- 2 センター長は、当該申請が第4条及び第5条の条件に合致する場合、登録の可否を決定する。決定の際は、関係部署の教員に必要な意見を徴収することを可能とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を許可しない。
- (1) 登録申請者が過去に本要綱に反する行為を行っている場合
  - (2) 申請内容に虚偽の記載があった場合
  - (3) 申請内容が本デジタルアーカイブの目的にそぐわないと認められる場合
  - (4) その他センター長が認めた場合
- 4 センター長は、結果に基づき登録申請に許可を与え、別記第3号様式を登録申請者に交付する。センター長が申請に許可を与えた場合、登録申請者は適切なメタデータをセンターに提出し、センターは登録申請者から提出されたメタデータを基に登録を行う。
- 5 デジタルアーカイブに登録された学術資料の原資料及びデジタルデータの元データの保管及び管理は、原則として登録申請者が行うものとする。

#### (経費)

**第9条** センターは、前条の登録申請に許可を与えたときは、コンテンツ登録に係る経費

負担について、登録申請者と協議し、決定するものとする。

2 デジタルアーカイブにおけるシステム運用に係る経費はセンターの負担とする。

**(システムの変更・中断・中止)**

**第10条** センターは、事前の予告なくデジタルアーカイブのシステムの機能又はサービスの内容等を変更することができる。

2 センターは、システムの保守、通信回線の不具合、停電、火災、地震又は洪水等によりデジタルアーカイブのサービスの提供ができなくなった場合には、一時的にサービスを中断することができる。

3 センターは、デジタルアーカイブのサービスの全部又は一部の提供を中止することができる。

4 センターは、デジタルアーカイブのサービスの全部又は一部の提供を中止する場合、事前に登録申請者に対して通知するとともに、ホームページ上に掲示するものとする。

**(学術資料等の削除)**

**第11条** センターは、次の場合に、デジタルアーカイブに登録された学術資料を削除することができる。

- (1) 登録申請者が理由を付して削除の申請を行った場合
- (2) 公序良俗に反している、又は内容が著しく不適切である場合
- (3) 申請内容に虚偽の記載があった場合
- (4) その他、センター長が特に認めた場合

**(免責事項)**

**第12条** センターが第7条第4項及び第5項に掲げる事項を行った上でデジタルアーカイブに登録された学術資料等を利用することで発生した登録申請者及び著作権者の損害について、本学は一切責任を負わないものとする。

2 デジタルアーカイブの利用により発生した利用者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む。）及び第三者の損害について、本学は一切の責任を負わないものとする。

3 システムの変更若しくはサービスの一時的な中断又は中止により発生した利用者及び第三者の損害について、本学は一切責任を負わないものとする。

**(要綱の改廃)**

**第13条** この要綱の改廃は、センター長が行うものとする。

**(その他)**

**第14条** この要綱に定めるものの他、デジタルアーカイブの運用に必要な事項はセンター長が定めるものとする。

2 東京都立大学図書館が所蔵する貴重資料については本要綱の対象外とする。

**附 則**

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

（別表）二次利用条件

| 項目                     |                         | 利用目的     |         |          | 目的内での利用       |    |    | 二次<br>利用時       | 備考                               |                     |
|------------------------|-------------------------|----------|---------|----------|---------------|----|----|-----------------|----------------------------------|---------------------|
| 利用条<br>件               | 説明                      | 教育<br>利用 | 非商<br>用 | 商用<br>利用 | 画像<br>の保<br>存 | 転載 | 改変 | クレジ<br>ット表<br>示 |                                  |                     |
| CC0                    | 著作権<br>放棄               | ○        | ○       | ○        | ○             | ○  | ○  | 不要              |                                  | CC ライセンス            |
| CC BY                  | 表示                      | ○        | ○       | ○        | ○             | ○  | ○  | 要               |                                  | CC ライセンス            |
| CC BY-<br>SA           | 表示-<br>継承               | ○        | ○       | ○        | ○             | ○  | △  | 要               | 二次利用<br>時も CC<br>BY-SA を付<br>与   | CC ライセンス            |
| CC BY-<br>ND           | 表示<br>-改変<br>禁止         | ○        | ○       | ○        | ○             | ○  | ×  | 要               |                                  | CC ライセンス            |
| CC BY-<br>NC           | 表示-<br>非営利              | ○        | ○       | ×        | ○             | ○  | ○  | 要               |                                  | CC ライセンス            |
| CC BY-<br>NC-SA        | 表示-<br>非営利<br>-継承       | ○        | ○       | ×        | ○             | ○  | △  | 要               | 二次利用<br>時も CC<br>BY-NC-SA<br>を付与 | CC ライセンス            |
| CC BY-<br>NC-ND        | 表示-<br>非営利<br>-改変<br>禁止 | ○        | ○       | ×        | ○             | ○  | ×  | 要               |                                  | CC ライセンス            |
| 著作権<br>あり              |                         | ×        | ×       | ×        | ×             | ×  | ×  | -               |                                  | Rights<br>Statement |
| 著作権あり-<br>教育目的の<br>利用可 |                         | ○        | ×       | ×        | ○             | ○  | ○  | -               |                                  | Rights<br>Statement |
| 該当な<br>し               |                         | -        | -       | -        | -             | -  | -  | -               |                                  |                     |

○：許諾なしで利用可能 △：制限付きで利用可能 ×：利用時には許諾が必要

別記第 1 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

東京都立大学学術情報基盤センター長殿

東京都立大学デジタルアーカイブ登録申請書

「東京都立大学デジタルアーカイブ運用要綱」に従い本申請書下部に記載の「学術資料の利用及びメタデータの取扱い」を承諾し、下記のとおり学術資料のデジタルアーカイブへの登録を申請します。

記

|                        |                                                                                                                                |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ふりがな                   |                                                                                                                                |
| 団体名                    |                                                                                                                                |
| ふりがな                   |                                                                                                                                |
| 申請者名                   |                                                                                                                                |
| 事務局所在地                 |                                                                                                                                |
| 電話番号                   |                                                                                                                                |
| E-Mail                 | @                                                                                                                              |
| 学術資料名<br>点数            | / 点                                                                                                                            |
| 学術資料の概要<br>※登録可否の判断に利用 | <div>&lt;年代・製作者等&gt;</div> <div>&lt;所蔵経緯&gt;</div> <div>&lt;貴重性&gt;</div> <div>&lt;資料内容・データ形式&gt;</div> <div>&lt;その他&gt;</div> |

|                                             |           |
|---------------------------------------------|-----------|
| 解説文<br>※登録可否の判断に利用<br>※デジタルアーカイブサイトに掲載する場合有 |           |
| 著作権保護期間<br>内の著作物                            | 含む / 含まない |
| 著作権者の氏<br>名・団体名                             |           |

#### 学術資料の利用及びメタデータの取扱い

- (1) 当該学術資料を複製し、デジタルアーカイブを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて複製物を広く社会に無償で公開（送信）する。
- (3) 複製物の保全（バックアップ）及び利用のための複製を行う。
- (4) 学内外の文献検索システム等との連携のために、メタデータを提供する。

#### 留意事項

- (1) 学術資料の電子データとともに提出してください。
- (2) 本申請書および電子データは資料の内容確認及びデジタルアーカイブへの登録作業にのみ利用します。提出された電子データは、原則として、設定の変更等を行わずそのままデジタルアーカイブに登録いたします。
- (3) 団体若しくはその代表者は、その団体が著作権を有しない場合、個々の著作権者から東京都立大学デジタルアーカイブへの登録に関する許諾を得たうえで、すべての資料について二次利用条件について確認してください。著作権者が複数おり、指定する二次利用条件が異なる場合は、もっとも制限が強いものを適用します。また、登録申請時には、著作権者記入済みの著作権者承諾書（様式2）又はこれに記載の内容が確認できる書面を添付してください。

別記第2号様式（第8条関係）

年 月 日

東京都立大学学術情報基盤センター長殿

東京都立大学デジタルアーカイブ著作権者承諾書

私が著作権者である別紙リストに記載の資料を東京都立大学デジタルアーカイブに登録することに同意し、以下の取扱いについて承諾します。

記

- (1) 著作物をデジタル化すること。
- (2) サーバに電子的に複製し、保存すること。
- (3) インターネットを利用して公衆送信すること。
- (4) 保存及び可読性維持のために保存媒体へ複製及び媒体変換を行うこと。

|             |     |
|-------------|-----|
| 申請団体名       |     |
| ふりがな        |     |
| 著作権者名       |     |
| 住所          |     |
| 電話番号        |     |
| E-Mail      | @   |
| 学術資料名<br>点数 | / 点 |
| 二次利用条件      |     |
| 特記事項        |     |

承諾上の留意事項

- (1) 登録申請者から提出された電子データは、原則として、設定の変更等を行わずそのままデジタルアーカイブに登録し、不特定の利用者へ無償で発信・公開いたします。

- (2) 二次利用条件は、運用要綱別表の項目から指定してください。デジタルアーカイブ上当該資料ページにメタデータとして掲載し周知いたします。著作権者が複数おり、指定する二次利用条件が異なる場合は、もっとも制限が強いものを適用します。
- (3) デジタルアーカイブに登録された学術資料等を利用することで発生した登録申請者及び著作権者の損害について、本学は一切責任を負いません。
- (4) その他デジタルアーカイブ運用の詳細については、運用要綱を確認してください。



別記第3号様式（第8条関係）

都立大管学情第 号  
年 月 日

殿

東京都立大学学術情報基盤センター長

東京都立大学デジタルアーカイブ登録承認書

過日申請がありました学術資料のデジタルアーカイブへの登録申請について、下記の通り承諾します。

記

団体名

申請者名

住所

学術資料名

点数